

事務連絡
平成26年12月26日

各都道府県消防防災主管課
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁予防課

避難器具（緩降機）の訓練等における安全管理の徹底について

平成26年10月31日青森市の事務所において、緩降機の訓練中の使用に際して、参加者が誤って転落し負傷する事故が発生しました（詳細については別添参照）。

また、過去にも緩降機の転落事故が発生しており、「避難器具（緩降機）の訓練時等における落下事故について」（平成20年4月22日付け消防庁予防課事務連絡）にて、周知していただいているところです。

今後、類似の事故を防止するために、下記のとおり緩降機の降下訓練や点検における留意事項を取りまとめましたので、設置する事業所等の関係者に対し、安全管理を徹底して実施すべき旨を周知していただきますようお願いします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知していただくようお願いします。

なお、一般社団法人全国避難設備工業会及び一般財団法人日本消防設備安全センターを通じ、同工業会及び各都道府県消防設備協会の会員事業者へもその旨通知していますので、申し添えます。

記

- 1 避難器具（緩降機）の降下訓練や点検に当たり、使用方法を熟知するとともに、特に事故防止を図るため、次の事項に十分留意されたいこと。
 - ア 装着した着用具が身体から抜けるおそれのある服装等は避けること。
 - イ 2本の長短ロープを確認し、短い方のロープの着用具を身体に装着すること。
 - ウ 着用具は頭からかぶり、必ず胸部にて脇に挟む形で正しく装着すること。
 - エ 着用具の装着後、降下姿勢に移るまでの間は、装着側のロープをできるだけ張った状態とすること。
 - オ 開口部から身体を出す際は、急激な荷重がかからないようにすること。
 - カ 降下は、身体が安定するまで行わず、降下中は腕を上には伸ばすなど不安定な姿勢をとらないこと。
 - キ 訓練は、開口部付近及び降下地点付近に監督者を配置するなど、安全管理体制を確保した上で実施すること。
- 2 その他の消防用設備等の訓練や点検に当たっても、事故防止に十分留意されたいこと。

消防庁予防課規格係・設備係
担当：巴・金子・久保田
電話：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533

(別添)

◇事故概要◇

1 事故発生日

平成26年10月31日 15時20分頃

2 場所

青森市内 耐火造3階建 事務所

3 緩降機

松本機工株式会社製ORIRO (降第6～6号)

点検実施 平成26年9月 不備事項なし

4 負傷者

当該事務所従業員

5 事故概要

訓練のため3階から避難器具(緩降機)で降下する際、身体から着用具が外れ、アスファルトの地盤面に落下したものの。

6 事故原因

メーカーによる現地確認では緩降機の異常が認められず、着用具の緩みと不安定な姿勢によるものと推定される。

事務連絡
平成26年12月26日

一般社団法人全国避難設備工業会 御中

消防庁予防課

避難器具（緩降機）の訓練等における安全管理の徹底について

平成26年10月31日青森市の事務所において、緩降機の訓練中の使用に際して、参加者が誤って転落し負傷する事故が発生しました（詳細については別添参照）。

また、過去にも緩降機の転落事故が発生しており、「避難器具（緩降機）の訓練時等における落下事故について」（平成20年4月22日付け消防庁予防課事務連絡）を发出しております。

今後、類似の事故を防止するために、下記のとおり緩降機の降下訓練や点検における留意事項を取りまとめましたので、貴工業会におかれましては、会員事業者に対し、製品納入時に安全管理を徹底して実施すべき旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県消防防災主管課、東京消防庁、各指定都市消防本部及び一般財団法人日本消防設備安全センターに対しても通知していることを申し添えます。

記

- 1 避難器具（緩降機）の降下訓練や点検に当たり、使用方法を熟知するとともに、特に事故防止を図るため、次の事項に十分留意されたいこと。
 - ア 装着した着用具が身体から抜けるおそれのある服装等は避けること。
 - イ 2本の長短ロープを確認し、短い方のロープの着用具を身体に装着すること。
 - ウ 着用具は頭からかぶり、必ず胸部にて脇に挟む形で正しく装着すること。
 - エ 着用具の装着後、降下姿勢に移るまでの間は、装着側のロープをできるだけ張った状態とすること。
 - オ 開口部から身体を出す際は、急激な荷重がかからないようにすること。
 - カ 降下は、身体が安定するまで行わず、降下中は腕を上には伸ばすなど不安定な姿勢をとらないこと。
 - キ 訓練は、開口部付近及び降下地点付近に監督者を配置するなど、安全管理体制を確保した上で実施すること。
- 2 その他の消防用設備等の訓練や点検に当たっても、事故防止に十分留意されたいこと。

消防庁予防課規格係・設備係
担当：巴・金子・久保田
電話：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533

(別添)

◇事故概要◇

1 事故発生日

平成26年10月31日 15時20分頃

2 場所

青森市内 耐火造3階建 事務所

3 緩降機

松本機工株式会社製ORIRO (降第6～6号)

点検実施 平成26年9月 不備事項なし

4 負傷者

当該事務所従業員

5 事故概要

訓練のため3階から避難器具(緩降機)で降下する際、身体から着用具が外れ、アスファルトの地盤面に落下したもの。

6 事故原因

メーカーによる現地確認では緩降機の異常が認められず、着用具の緩みと不安定な姿勢によるものと推定される。

事務連絡
平成26年12月26日

一般財団法人日本消防設備安全センター 御中

消防庁予防課

避難器具（緩降機）の訓練等における安全管理の徹底について

平成26年10月31日青森市の事務所において、緩降機の訓練中の使用に際して、参加者が誤って転落し負傷する事故が発生しました（詳細については別添参照）。

また、過去にも緩降機の転落事故が発生しており、「避難器具（緩降機）の訓練時等における落下事故について」（平成20年4月22日付け消防庁予防課事務連絡）にて、周知していただいているところです。

今後、類似の事故を防止するために、下記のとおり緩降機の降下訓練や点検における留意事項を取りまとめましたので、各都道府県消防設備協会の会員事業者に対し、製品納入時に安全管理を徹底して実施すべき旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県消防防災主管課、東京消防庁、各指定都市消防本部及び一般社団法人全国避難設備工業会に対しても通知していることを申し添えます。

記

- 1 避難器具（緩降機）の降下訓練や点検に当たり、使用方法を熟知するとともに、特に事故防止を図るため、次の事項に十分留意されたいこと。
 - ア 装着した着用具が身体から抜けるおそれのある服装等は避けること。
 - イ 2本の長短ロープを確認し、短い方のロープの着用具を身体に装着すること。
 - ウ 着用具は頭からかぶり、必ず胸部にて脇に挟む形で正しく装着すること。
 - エ 着用具の装着後、降下姿勢に移るまでの間は、装着側のロープをできるだけ張った状態とすること。
 - オ 開口部から身体を出す際は、急激な荷重がかからないようにすること。
 - カ 降下は、身体が安定するまで行わず、降下中は腕を上には伸ばすなど不安定な姿勢をとらないこと。
 - キ 訓練は、開口部付近及び降下地点付近に監督者を配置するなど、安全管理体制を確保した上で実施すること。
- 2 その他の消防用設備等の訓練や点検に当たっても、事故防止に十分留意されたいこと。

消防庁予防課規格係・設備係
担当： 巴・金子・久保田
電話：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533

(別添)

◇事故概要◇

1 事故発生日

平成26年10月31日 15時20分頃

2 場所

青森市内 耐火造3階建 事務所

3 緩降機

松本機工株式会社製ORIRO (降第6～6号)

点検実施 平成26年9月 不備事項なし

4 負傷者

当該事務所従業員

5 事故概要

訓練のため3階から避難器具(緩降機)で降下する際、身体から着用具が外れ、アスファルトの地盤面に落下したもの。

6 事故原因

メーカーによる現地確認では緩降機の異常が認められず、着用具の緩みと不安定な姿勢によるものと推定される。